

# 規制改革ホットラインへの意見・提言

## 1. 提案事項名

特殊車両の通行許可制度が経済活動に支障をきたしている現状を改善するために制度の見直しと改善案

## 2. 経済活動に支障を発生させている現状と改善の具体的内容及び提案理由

平成24年12月の中央道笹子トンネル内での天井の崩落事故以来道路、橋梁、トンネル等の社会インフラに対して負荷をかける可能性が高い重量物を運搬する特殊車両に対する取り締まりと罰則が強化されたため通行許可の申請が急激に多くなりました。そのため管轄の国土交通省ではオンライン化を進めると同時に審査の迅速化をはかるため従来各国道事務所で受付審査を行っていた体制を各地方整備局管内で逐次統合するようになっていきます。

しかしながら迅速化のための審査窓口の統合にも係わらず従来の審査期間を遙かに超える時間が（受付までに1から2ヶ月、許可までに3ヶ月～4ヶ月）掛かってしまって車両の登録が完了しても何ヶ月も使用できないあるいは工事現場への機械の搬入の目途が立てられずということで工事現場での工程管理等に支障が出て現場で大変困っています。

ちなみに、北陸地方整備局管内では新潟、長岡、高田、富山、石川の5国道事務所での受付審査が平成28年4月1日より新潟国道事務所1箇所へ統合されましたが、統合前の平成27年度の管内での申請件数が13,855件であったものが統合後の平成28年度に10,834件と減少したにも係わらず審査期間は大幅に延びてしまっております。

新潟国道事務所での現在の受付審査業務は民間委託が行われ、審査人員は12名とのことであり、請負金額は平成28年度は1年間で93,960,000円となっております。

## 3. 改善方法について

- ①申請件数に対する審査体制を吟味検討して審査人員が不足であれば増員する。
- ②審査時間が長くなってしまっていることの原因の一つとして県道あるいは市町村道の管理者との協議に時間が掛かっているとのことですので国から地方自治体に協議の迅速化の要請をおこなっていただく。
- ③現在はどこの国道事務所にも申請が可能となっているため申請が特定の事務所に集中したり偏在化し審査時間が長くなってしまいうということも原因の一つになっているので申請窓口を申請者の住所を管轄する地方整備局又は国道事務所限定する。
- ④現在の通行許可制度には時間が掛かり過ぎるという問題の他に誘導車の問題など多くの問題がありますので特殊車両の適正で安全な運行のための官民の協議機関を設置して定期的な協議の場を設ける。

## 4. 根拠法令

- ①道路法
- ②車両制限令

平成29年 9月30日

新潟県新潟市中央区上所上2丁目1番12号

一般社団法人適正安全輸送協会

代表理事 今田 早百合